

記入例

様式第1号-2（ちばエコ農業版・ちばエコ農産物用）

令和7年3月27日
(西暦も可)

千葉県知事 熊谷 俊人 様

住所 〒260-8667
千葉県中央区市場町1-1
氏名 ○○出荷組合 組合長 千葉 太郎

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク（ちばエコ農業版）使用申請書

千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク（ちばエコ農業版）を使用したいので、千葉県「環境にやさしい農業」ロゴマーク使用取扱要領第3条第1項の規定により下記のとおり申請します。

なお、ロゴマークの使用に当たり、同要領第7条に定める情報公開に同意するとともに、下記5の誓約事項（1）から（4）を遵守することを誓約します。

記

1 新規又は継続の別

☒ 新規 ☐ 継続

※使用期間の使用開始日は、事務処理期間を考慮して余裕を持った日付としてください。希望に添えない（使用開始日が遅れる）場合があることをご了承ください。

2 使用期間（使用開始希望日）

令和7年5月1日から令和10年4月30日まで

3 使用方法 別紙一覧のとおり

※担当者は、本人でも構いませんが、ちばエコ農産物の申請における栽培管理責任者が該当すると想定しています。
※日中でも連絡が取れる連絡先を記入してください。
※ロゴマークデータをメール送付できるよう、e-mailを記入してください。

4 連絡先

担当者名	(所属) ○○農協指導経済部 (氏名) ○○ ○○		
住 所	〒260-○○○○ 千葉県中央区○○○○		
T E L	090-○○○○-○○○○	F A X	043-201-○○○○
e-mail	chibaeco@mz.pref.chiba.lg.jp		

5 誓約事項

- (1) 知事から使用許可された内容により使用すること。
- (2) 使用品目の「ちばエコ農業」推進要綱第4の4の規定による計画承認がされない場合、使用しないこと（団体申請：構成員全員が計画承認されない場合、使用しないこと）。
- (3) 使用品目の「ちばエコ農業」推進要綱第4の8の規定による農産物認証がされない場合、農産物に貼付するシール、包装容器及び包装箱へ使用しないこと（団体申請：構成員の一部が農産物認証されない場合、当該構成員は、農産物に貼付するシール、包装容器及び包装箱へ使用しないこと）。
- (4) 「ちばエコ農業」推進要綱第5の規定により、使用品目の農産物認証が取り消された場合、直ちに農産物に貼付するシール、包装容器及び包装箱への使用を中止すること（団体申請：構成員の一部が農産物認証を取り消された場合、当該構成員は、直ちに農産物に貼付するシール、包装容器及び包装箱への使用を中止すること）。

※企画書は手書き等のラフなもので構わないので、使用方法や表示の仕方（市町村及び名前など）がわかるものを用意してください。

※ポスター、チラシ、名刺等のPR資材にロゴマークを使用する場合、どの品目で「ちばエコ農業」に取り組んでいるかわかるよう、レイアウトに品目名を入れて下さい。ただし、栽培品目全てで「ちばエコ農業」に取り組んでいる場合は必須ではありません。

※エコファーマーの場合は、エコファーマーの認定を受けている品目名を入れて下さい。ただし、栽培品目全てで導入計画を作成している場合必須ではありません。

<添付資料>

○全ての申請者

- (1) ロゴマークの使用方法的企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
又は使用実績（写真等）

※ロゴマーク内の「ちばエコ農産物」認証マークを第4条第2項の規定により、替えて使用する場合、企画書に替えるマークを記載すること。

○団体として申請する場合

- (2) 団体の規約（継続申請であって変更がない場合は省略可能）
- (3) 構成員名簿（氏名、住所、ロゴマーク使用品目名を必須項目とする）

	品目名（作型）	使用方法 ^(注1) （内容）	ロゴマークの使用数 （予定数）/（前回実績数） ^(注2)	参考：出荷期間	農業事務所使用欄
1	水稻（移植）	①（2kg 袋）	2,000 枚/2,000 枚	令和3年8月～令和4年8月	・ちばエコ計画登録 ☒ ・ちばエコ農産物認証 ☐ ・認証番号 ()
		②（3kg 袋）	1,000 枚/900 枚		
		④（チラシ）	1,000 枚/900 枚		
2	日本なし（草生）	③（5kg 包装箱）	5,000 箱/	令和3年7月上旬～8月下旬	・ちばエコ計画登録 ☐ ・ちばエコ農産物認証 ☒ ・認証番号 (△△△△)
		④（POP）	10,000 枚/		
			/		
3			/		・ちばエコ計画登録 ☐ ・ちばエコ農産物認証 ☐ ・認証番号 ()
			/		
			/		
4			/		・ちばエコ計画登録 ☐ ・ちばエコ農産物認証 ☐ ・認証番号 ()
			/		
			/		
5			/		・ちばエコ計画登録 ☐ ・ちばエコ農産物認証 ☐ ・認証番号 ()
			/		
			/		

（注1）使用方法には、①シール（農産物・包装容器等へ貼付）、②包装容器（袋、パック等へ印刷等）、③包装箱（ダンボール等へ印刷等）、④PR資材（ポスター、チラシ、名刺等）、⑤その他（具体的に記入）から該当する番号を記入する。

（注2）継続申請の場合、前回の使用許可に基づく使用数を実績数として記入する。